

栃木県指定障害福祉サービス事業者等指導監査実施要領

第1 趣旨

この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第11条第2項、第48条及び第51条の27並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第21条の5の22、第24条の15及び第57条の3の3の規定による報告、質問、検査等及びそれに基づく措置として、法第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者、法第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者並びに児福法第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者及び第24条の2第1項の規定による指定障害児入所施設等の設置者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、県が行う指導監査について、基本的事項を定めるものとする。

第2 指導監査の目的

指導監査は、指定障害福祉サービス事業者等が提供するサービスの内容並びに法第29条第1項の規定による介護給付費及び訓練等給付費、法第30条第1項の規定による特例介護給付費及び特例訓練等給付費、法第51条の14第1項の規定による地域相談支援給付費、法第51条の15第1項の規定による特例地域相談支援給付費、児福法第21条の5の3第1項の規定による障害児通所給付費並びに児福法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費（以下「介護給付費等」という。）の請求が適正に行われるよう、必要な助言及び指導又は改善の措置を講ずることにより、サービスの内容の質の確保及び介護給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

第3 指導監査の対象

指導監査の対象は、次に掲げる指定障害福祉サービス事業者等とする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者
- (2) 指定障害者支援施設等の設置者
- (3) 指定一般相談支援事業者
- (4) 指定障害児通所支援事業者
- (5) 指定障害児入所施設等の設置者

第4 指導監査の実施機関等

1 指導監査の実施機関

県が実施する運営指導、集団指導及び監査は指導監査課が実施する。

なお、指定基準違反等のおそれが高く、行政上の措置を行う必要性が高いと認められる場合等については、障害福祉課と合同で実施する。

2 実施計画の策定

- (1) 指導監査課は、指導の実施に当たっては、毎年度、指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者等、指導時期及び指導形態等について実施計画を定めるものとする。
- (2) (1)で定めた指導対象の指定障害福祉サービス事業者等以外であっても、必要と認められる場合は、随時、適切な方法により指導を行う。

第5 指導について

1 指導の基本方針

指導は、第2に掲げる目的を達成するため、サービスの内容及び介護給付費等の請求等に関して、指定障害福祉サービス事業者等に対し、法の趣旨や法の規定に基づき定められた指定障害福祉サービス等の基準に関する栃木県条例（以下「基準条例」という。）が定める基準の周知徹底を図るほか、必要な助言を行うことを基本方針とする。

2 指導形態

指導の形態は、通常次のとおりとする。

(1) 運営指導

指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者等の事業所において、原則、実地に行う。

(2) 集団指導

指定障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集め、講習等の方法により行う。

なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

3 指導形態の選定基準

指導はすべての指定障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じた選定基準については、次のとおりとする。

(1) 運営指導

ア 就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業者については、概ね3年に1度実施する。

イ アを除く指定障害福祉サービス事業者等については、概ね指定の有効期間内に1度実施する。

ウ 新たに指定を受けた就労継続支援A型事業者については、概ね指定の年度から起算して6月以内に実施する。

エ ウを除く新たに指定を受けた障害福祉サービス事業者等については、概ね指定の年度から起算して3年以内に実施する。

オ 市町又は栃木県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）からの情報提供等により、運営指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等

カ その他特に運営指導を行うことが必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等

(2) 集団指導

ア 法令及び基準の改正等による取扱いの周知徹底等、集団で指導を行うことが効果的と認められるもの

イ その他集団指導を行うことが適当と認められる指定障害福祉サービス事業者等

第6 指導方法等

指導形態ごとの指導方法は、次のとおりとする。

(1) 運営指導

ア 指導通知

運営指導を行う指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の1か月前までに次に掲げる事項を別記様式第1号により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- (ア) 運営指導の根拠規定及び目的
- (イ) 運営指導の日時及び場所
- (ウ) 運営指導の担当者
- (エ) 運営指導に出席を求める者
- (オ) 事前提出資料、準備すべき書類等

イ 事前提出資料

指導対象となった指定障害福祉サービス事業者等は、所定の期日までに、別に定める様式により事前提出資料を原則として電子メールにより指導監査課宛て提出するものとする。

ウ 指導体制等

指導は、原則として2名以上で実施する。

エ 指導方法

運営指導は、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について（平成26年1月23日障発第0123第2号）」別添1「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」の別紙「主眼事項及び着眼点等」（以下「主眼事項及び着眼点等」という。）に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談により確認を行う。

また、原則として、主眼事項及び着眼点等における下線を付した項目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとするとともに、標準確認文書で確認することを原則とする。

なお、運営指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、標準確認項目及び標準確認文書に限定せず、必要な文書を徹し確認するものとする。

さらに、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、指定障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

オ 運営指導における文書の効率的活用等

運営指導において確認する文書は、原則として運営指導の前年度から直近の実績に係る書類とするとともに、利用者の記録等の確認は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、障害福祉課が既に保有している文書については、再提出を求めず、事前に共有を図ることを原則とする。

さらに、ICTで書類を管理している指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、指定障害福祉サービス事業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

カ 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一敷地や近隣に所在する指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導については、適宜指定障害福祉サービス事業者等の状況等も勘案の上、できる限り同日又は連続した日程で行うなどにより、効率化を図るものとする。

キ 運営指導の所要時間の短縮

運営指導の所要時間については、効率化等に資する前記指導方法を踏まえることで一の指定障害福祉サービス事業者等当たりの所要時間をできる限り短縮するとともに、1日で複数の指定障害福祉サービス事業者等の運営指導を行う等、指定障害福祉サービス事業者等及び指導監査課双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図るものとする。

ク 講評

運営指導の終了後は、当該指定障害福祉サービス事業者等に対して指導の講評を行う。

ただし、法令違反等の事実又は疑いがあり、監査の実施を検討する必要がある場合には講評をしないことができる。

ケ 指導結果の報告等

指導を行った職員は、指導の結果について速やかに別記様式第2号を作成し、指導監査課長に報告するとともに、障害福祉課に情報提供を行う。

コ 指導結果の通知

指導の結果については、別記様式第3-1号により当該指定障害福祉サービス事業者等に、別記様式第3-2号により当該事業所所在地の市町に対し通知する。

サ 改善報告書の提出等

当該指定障害福祉サービス事業者等に対して文書により改善を指導した場合は、別記様式第4号により報告を求めるものとする。

また、当該指定障害福祉サービス事業者等から別記様式第4号の提出があった場合には、速やかに確認調査を行い、当該確認調査の終了後に別記様式第3-3号により当該事業所所在地の市町に対し通知する。

シ 過誤調整等の指導

運営指導の結果、不正には当たらない軽微な誤りによる介護給付費等の減算や返還が必要となる事実が明らかとなった場合には、別紙「運営指導に係る自主返還フロー」に基づき、別記様式第5号により返還の内容及び返還金額等の報告を求めるとともに、別記様式第6号により支給決定市町村に対し返還指導を求めるとする。

ス 過誤調整結果の報告

過誤調整に係る返還が完了した場合には、当該指定障害福祉サービス事業者等に対して、別記様式第7号の提出を求めるものとする。

セ 監査への変更等

運営指導の結果、第7に定める監査の実施基準に該当すると判断した場合には、後日速やかに監査を行う。

また、運営指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合は、運営指導を中止し、直ちに第8に定めるところにより監査を行うことができる。

なお、監査に変更するか、後日改めて監査を実施するか判断は運営指導担当者が行う。

ソ その他留意事項

(ア) 運営指導にあたっては、担当者の主観に基づく指導や、当該指定障害福祉サービス事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導を行わないよう留意するものとする。

(イ) 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等について、当該指定障害福祉サービス事業者等との共通認識が得られるよう留意するものとする。

(ウ) 運営指導の際、指定障害福祉サービス事業者等の対応者については、必ずしも当該指定障害福祉サービス事業者等の管理者に限定することなく、実情に詳しい従業者や当該指定障害福祉サービス事業者等を経営する法人の労務、会計等の担当者が同席することは問題ないものとする。

(エ) 個々の指導内容については、具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やそ

の趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行うものとする。

(オ) 効果的な取り組みを行っている指定障害福祉サービス事業者等は、積極的に評価し、他の指定障害福祉サービス事業者等へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫をすることにも留意するものとする。

(2) 集団指導

ア 指導通知

集団指導を行う指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、別記様式第8号によりあらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、介護給付費等支給関係事務、介護給付費等の請求内容、制度改正内容及び過去の指導における指導事例等について、講習等の形式で行う。

なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(3) その他

実地で指導を行うことが困難であると認められる場合は、指定障害福祉サービス事業者等に対して(1)イの資料等の提出を求め、書面による指導を行うものとする。

第7 監査について

1 監査の基本方針

監査は、指定障害福祉サービス事業者等のサービスの内容及び介護給付費等の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講じることを基本方針とする。

2 監査実施基準

監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 介護給付費等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 基準条例が定める基準等に照らして重大な違反があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 度重なる運営指導によってもサービスの内容又は介護給付費等の請求に改善が見られないとき。
- (5) 正当な理由がなく運営指導を拒否したとき。

第8 監査実施方法

1 監査実施通知監査を実施する際は、その実施時に次に掲げる事項を別記様式第9号により当該指定障害福祉サービス事業者等宛て通知する。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席者
- (5) 事前提出資料、準備すべき書類（必要と認められる場合のみ記載）

(6) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

ただし、早期に通知することにより、監査を効果的・効率的に実施できると思われる場合や監査の目的達成を容易にすると思われる場合には、事前に一定の期間を置いて監査の実施を通知することができる。

なお、運営指導から監査に切り替えた場合や虐待防止等のため特に緊急を要する際は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

2 出席者

監査に当たっては、監査対象となる指定障害福祉サービス事業者等の設置者（又はこれに準ずる者）、管理者、支援担当者、介護給付費等の請求担当者及びその他必要と認める関係者の出席を求めることができる。

3 事前提出資料

監査に当たっての事前提出資料は、適宜求めるものとする。

4 監査体制等

(1) 運営指導の結果を受け監査を実施する場合には、原則として運営指導を行った者を中心に班を編成する。

(2) その他問題の性質等の状況に応じて特別班を編成して実施することができるものとする。

5 監査結果の報告等

監査を行った職員は、監査の結果について速やかに別記様式第 10 号を作成し、指導監査課長に報告するとともに、障害福祉課に情報提供を行う。

6 監査結果の通知等

(1) 勧告を要しない場合

指導監査課は、監査の結果、適正な事業所運営が確認された場合や、自立支援給付対象サービスの提供や介護給付費等の請求に関して改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、障害福祉課と協議の上、監査の結果を別記様式第 11-1 号により当該指定障害福祉サービス事業者等に、別記様式第 11-2 号により当該事業所所在地の市町に対し通知するものとする。

なお、監査によっても引き続き調査等を継続する必要があると認められた場合には、その調査が終了するまで通知しないことができるものとする。

(2) 行政上の措置（勧告、命令及び指定の取消等）に該当する場合

指導監査課は、監査の結果、自立支援給付対象サービスの提供や介護給付費等の請求に関して、不正又は著しい不当があり、法又は児福法に定める勧告、命令及び指定の取消等要件に該当すると判断した場合や返還金が生じる場合には、挙証資料を添えて障害福祉課に引き継ぐものとする。

また、監査により確認した事実等について、当該事業所所在地の市町及び支給決定市町村に対して、適宜情報提供を行う。

7 改善報告書の提出

指導監査課は、当該指定障害福祉サービス事業所等に対して、改善を指導した場合には、所定の期日までに別記様式第 12 号の提出を求めるものとする。

また、当該指定障害福祉サービス事業者等から別記様式第 12 号の提出があった場合には、速やかに確認調査を行い、当該確認調査の終了後に別記様式第 11-3 号により当該事業所所在地の市町に対し通知する。

8 過誤調整等の指導及び報告

監査の結果、不正には当たらない軽微な誤りによる介護給付費等の減算や返還が必要となる事実が明らかとなった場合には、運営指導（第 6 の(1)シ及びス）に準じて取り扱

うこととする。

第9 関係市町村等との連携

指導監査に当たっては、指導監査課は、障害福祉課、関係市町村等と十分な連携を図ることとし、効果的かつ効率的に実施するよう努めるものとする。

第10 指導監査の結果

指導監査課は、年度終了後、指導監査の結果をとりまとめ、県ホームページに公表するものとする。

第11 結果の報告

指導監査課は、指導監査の結果について、所定の手続きに従い、厚生労働省に報告するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年5月30日から適用する。
- 2 平成15年7月24日決裁「栃木県指定居宅支援事業者等指導監査実施要領」は廃止する。

附 則

この要領は、平成21年5月29日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年3月29日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年5月25日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年5月22日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年5月27日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年5月27日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月9日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年5月9日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年7月8日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年7月12日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月12日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年3月28日から適用する。

様

栃木県保健福祉部長

年度指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導の実施について（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第11条第2項、第48条及び第51条の27（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の22、第24条の15第1項及び第57条の3の3第4項）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設等の設置者、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設等の設置者）等に対する指導を、下記のとおり実施しますのでお知らせします。

なお、事前提出資料を下記提出期限までに提出してください。

また、指導当日は、予め会場に関係書類を御用意願います。

記

- 1 対象施設・事業所
- 2 実施日時 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
- 3 指導内容
サービスの内容及び介護給付費等の請求等に関して、指定障害福祉サービス事業者等に対し、法の趣旨や基準条例が定める基準の周知徹底を図るほか、必要な助言を行うものとしします。
- 4 指導方法 運営指導
- 5 資料提出期限 年 月 日（ ）
- 6 資料掲載場所 ※URL：
検索方法：
- 7 資料・調書提出
宛先：栃木県保健福祉部指導監査課 法人・障害者事業担当 宛て
提出先：（電子データ）sk-ho-shogai@pref.tochigi.lg.jp
（紙（A4）1部）〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
※可能な限り、電子データでの提出をお願いします。
- 8 指導担当職員 指導監査課職員 2名
- 9 出席者 管理者のほか、事業運営、介護給付費等に関して説明可能な者
指導監査課
法人・障害者事業担当
TEL 028-623-3565
FAX 028-623-3569

※施行にあたっては、個別の事案により根拠法令や文言を変更する。

指 導 結 果 調 書

1 対象及び実施日等

法 人 名										
対象施設名						サービスの種類				
実施年月日										
指 導 方 法	運営指導									
課 等 名	職 名	氏 名	指 導 対 象 業 務 及 び 担 当 区 分							備 考
			人員配置	施設等整備	施設等運営	介護給付費等	利用料	その他		
備 考										

2 運営指導結果

ア	概ね適正に業務執行されていると認められた。
イ	改善を要する事項(指導のみ)が認められた。(別紙「指導結果内容」のとおり)
ウ	監査の必要性が認められた。(別紙「指導結果内容」のとおり)

別紙

指導結果内容（文書（口頭）指導）

【指導事項（内容）】	【備考】
(項目) (現状) (指導) (根拠)	
(項目) (現状) (指導) (根拠)	

第 号
年 月 日

様

栃木県保健福祉部長

年度指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導の結果について（通知）

下記のとおり実施した標記のことについては、改善を要する事項が見受けられましたので、（概ね良好と認められました。しかしながら、一部に改善を要する事項も見受けられましたので、）別添「指定障害福祉サービス事業者等運営指導結果書兼改善報告書（別記様式第4号）」の改善を要する事項について、適切な措置を講ぜられるとともに、指導当日口頭で指導した事項についても併せて改善されますよう通知します。

なお、改善を要する事項については、その措置状況を同様式により報告してください。

（また、介護給付費等請求について過誤調整を要する場合は、返還の内容及び返還金額等がわかり次第、別添の「運営指導により自主点検の上、過誤調整を行う介護給付費等（別記様式第5号）」により報告してください。

返還が完了した際は、別添の「過誤調整結果報告書（別記様式第7号）」により報告してください。）

記

- 1 実施年月日 年 月 日（ ）
- 2 指導対象事業所
- 3 改善措置状況
提出期限 年 月 日（ ）
提出方法 電子メールで提出してください。（郵送等でも可、提出部数1部）
提出先 栃木県保健福祉部指導監査課法人・障害者事業担当
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

指導監査課
法人・障害者事業担当
TEL 028-623-3565
FAX 028-623-3569

※施行にあたっては、指導内容等により文言を変更する。

第 号
年 月 日

様

栃木県保健福祉部長

年度指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導の結果について（通知）

下記のとおり実施した標記のことについて、別添のとおり当該法人に対し通知しましたのでお知らせします。

（なお、改善を要する事項については、その措置状況を報告するよう求めています。）

記

- 1 実施日 年 月 日（ ）
- 2 法人名
- 3 運営指導対象事業所

指導監査課
法人・障害者事業担当
TEL 028-623-3565
FAX 028-623-3569

※施行にあたっては、指導内容等により文言を変更する。

様

栃木県保健福祉部長

指定障害福祉サービス事業所等運営指導結果書兼改善報告書の送付について（通知）

年 月 日付け「年度指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導の結果について（別記様式第3-2号）」により当該法人に対し措置状況を報告するよう求めている旨通知しましたが、別添のとおり当該法人から指定障害福祉サービス事業所等運営指導結果書兼改善報告書（別記様式第4号）が提出されましたので送付します。

記

- 1 実施日 年 月 日（ ）
- 2 法人名
- 3 運営指導対象事業所

指導監査課

法人・障害者事業担当

T E L 028-623-3565

F A X 028-623-3569

別記様式第4号

指定障害福祉サービス事業者等運営指導結果書兼改善報告書

栃木県保健福祉部長 様

令和 年 月 日

法人所在地

法人名

代表者職氏名

このことについて、本書のとおり改善しましたので報告します。

実施年月日			
事業所名		サービス名	

【改善を要する事項】	【措置状況】	【備考】
(項目)		
(現状)		
(指導)		
(根拠)		

- (注) 1 措置状況が客観的に確認できる資料を添付し、備考欄には、当該資料の番号を記載すること。
2 指定期日までに措置できない場合は、その理由を措置状況欄に記載すること。
3 介護給付費等請求について過誤調整を要する場合は、返還の内容及び返還金額等がわかり次第、別記様式第5号を提出すること。

別記様式第5号

運営指導により自主点検の上、過誤調整を行う介護給付費等

●事業所の概要

事業所名	
サービス名称	
実施年月日	

●過誤調整を行う（行った）介護給付費等

介護給付費等 支給決定市町	
------------------	--

(単位：円)

内容	市町への返還額	利用者（入所者）への返還額	合計額
計			

- (注) 1 サービス毎にシートに記入すること。
 2 内容の欄には、加算・減算名を記入し、返還額の欄に保険者（市町村）・利用者等への返還額を記入すること。
 3 提出の際には、保険者毎に作成するか、内訳書等の保険者別返還額が分かる資料を添付すること。

様

栃木県保健福祉部長

介護給付費等請求の過誤に係る返還指導について（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 11 条第 2 項（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 15 第 1 項及び第 57 条の 3 の 3 第 4 項）の規定に基づき、別添「指定障害福祉サービス事業所等運営指導結果書兼改善報告書」（以下「結果書兼改善報告書」という。）記載の事業所に対し運営指導を実施したところ、結果書兼改善報告書のとおり、介護給付費等の請求について過誤調整を要する事実が認められたことから、当該事業所に対して、貴市町宛て過誤の申立てを指導しました。

つきましては、貴市町及び入所者等へ返還すべき額について精査の上、当該事業所に対して、適正な返還を指導してくださるようお願いします。

なお、当該事業所からは、すでに別添「結果書兼改善報告書」及び「運営指導により自主点検の上、過誤調整を行う介護給付費等」のとおり、自主点検結果の報告を受けていますので申し添えます。

指導監査課

法人・障害者事業担当

T E L 028-623-3565

F A X 028-623-3569

※施行にあたっては、個別の事案により根拠法令や文言を変更する。

年 月 日

栃木県保健福祉部長 様

法人所在地
法人名
代表者職氏名

過 誤 調 整 結 果 報 告 書

年 月 日付け指定障害福祉サービス事業所等運営指導結果書兼改善報告書により報告した過誤調整を要する介護給付費等について、下記のとおり返還を完了したので報告します。

記

内 容	返還対象 期間	介護給付費 等支給決定 市町名	介護給付費等（単位：円）				利用者 返還額 （単位：円）	返還完了 年月
			請求書 の件数	既請求額 A	訂正後の 請求額 B	返還額 A-B		
	年 月 ～ 年 月							年 月
	年 月 ～ 年 月							年 月
	年 月 ～ 年 月							年 月

【注意事項】

返還（過誤調整）を行ったことが客観的に確認できる書類（国保連合会からの介護給付費過誤決定通知書、介護給付費等支払決定額内訳書等）及び利用者への返還がわかる書類の写しを添付すること。

第 号
年 月 日

様

栃木県保健福祉部長

年度指定障害福祉サービス事業者（基準該当障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等の設置者）に対する集団指導の実施について（通知）

標記の件について、サービス提供内容並びに介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費及び特例訓練等給付費（地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、障害児通所給付費及び障害児入所給付費）の適正な取扱い等について御理解いただくため、指定障害福祉サービス事業者（基準該当障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等の設置者）に対する集団指導を下記のとおり実施しますので、御出席ください。

（なお、出席者について、別紙により 年 月 日（ ）までに で御報告ください。）

記

- 1 実施日時 年 月 日（ ） 時 分から 時 分
- 2 場 所
- 3 出席者
- 4 指導内容

指導監査課
法人・障害者事業担当
T E L 028-623-3565
F A X 028-623-3569

様

栃木県保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（児童福祉法）に基づく検査（監査）の実施について（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第48条第1項（第48条第3項、第51条の27第1項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の22第1項又は第24条の15第1項）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する実地検査（監査）を下記のとおり実施しますのでお知らせします。

記

- 1 実施日時 年 月 日（ ） 時 分から 時 分
- 2 場 所
- 3 出席者
- 4 監査内容
- 5 検査員 所属 職名 氏名
- 6 事前提出資料、準備すべき書類（必要と認められる場合のみ記載）
- 7 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 - ①第50条第1項、同条第3項及び第51条の29第1項（指定の取消し等）
 - ②第111条（30万円以下の罰金）
 - (2) 児童福祉法
 - ①第21条の5の24第1項（指定の取消し等）
 - ②第62条（30万円以下の罰金）

※施行にあたっては、個別の事案により根拠法令や文言を変更する

監 査 結 果 調 書

1 監査実施日及び監査対象事項等

監査対象指定障害 福祉サービス事業者 等名称 (法人名称)	()							
実 施 年 月 日	年 月 日							
サービスの種類								
課 名	職 名	氏 名	監査対象業務及び担当区分					備 考
指摘事項								

別紙

監 査 結 果 内 容

監査指摘事項	監査指摘の内容等

様

栃木県保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（児童福祉法）に基づく
監査の結果について（通知）

下記のとおり実施した標記のことについては、（概ね良好と認められました。しかしながら、一部に改善を要する事項も見受けられましたので、）別添「監査結果書兼改善報告書（別記様式第 12 号）」のとおり改善を要する事項がありましたので、適切な措置を講ぜられるとともに、指導当日口頭で指導した事項についても併せて改善されますよう通知します。

なお、改善を要する事項については、その措置状況を、同様式により報告してください。

記

- 1 実施期日 年 月 日（ ）
- 2 監査対象事業所
- 3 改善措置状況
提出期限 年 月 日（ ）
提出先
提出部数

指導監査課
法人・障害者事業担当
T E L 028-623-3565
F A X 028-623-3569

第 号
年 月 日

様

栃木県保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（児童福祉法）に基づく
監査の結果について（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
第 48 条第 1 項（第 48 条第 3 項、第 51 条の 27 第 1 項、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
第 21 条の 5 の 22 第 1 項又は第 24 条の 15 第 1 項）の規定に基づき実施した標記のことについ
ては、下記のとおりでしたので、通知いたします。

なお、改善を要する事項については、その措置状況を報告するよう求めています。

記

- 1 監査対象事業所等
 - (1) 事業所名
 - (2) 事業者名
- 2 実施期日
- 3 監査事由
- 4 監査方法
- 5 監査結果

指導監査課
法人・障害者事業担当
T E L 028-623-3565
F A X 028-623-3569

※施行にあたっては、個別の事案により根拠法令や文言を変更する。

第 号
年 月 日

様

栃木県保健福祉部長

監査結果書兼改善報告書の送付について（通知）

年 月 日付け「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（児童福祉法）に基づく監査の結果について（通知）」により当該法人に対し措置状況を報告するよう求めている旨通知しましたが、別添のとおり当該法人から監査結果書兼改善報告書（別記様式第 12 号）が提出されましたので送付します。

記

- 1 実施日 年 月 日（ ）
- 2 法人名
- 3 運営指導対象事業所

指導監査課
法人・障害者事業担当
T E L 028-623-3565
F A X 028-623-3569

監査結果書兼改善報告書

栃木県保健福祉部長 様

年 月 日

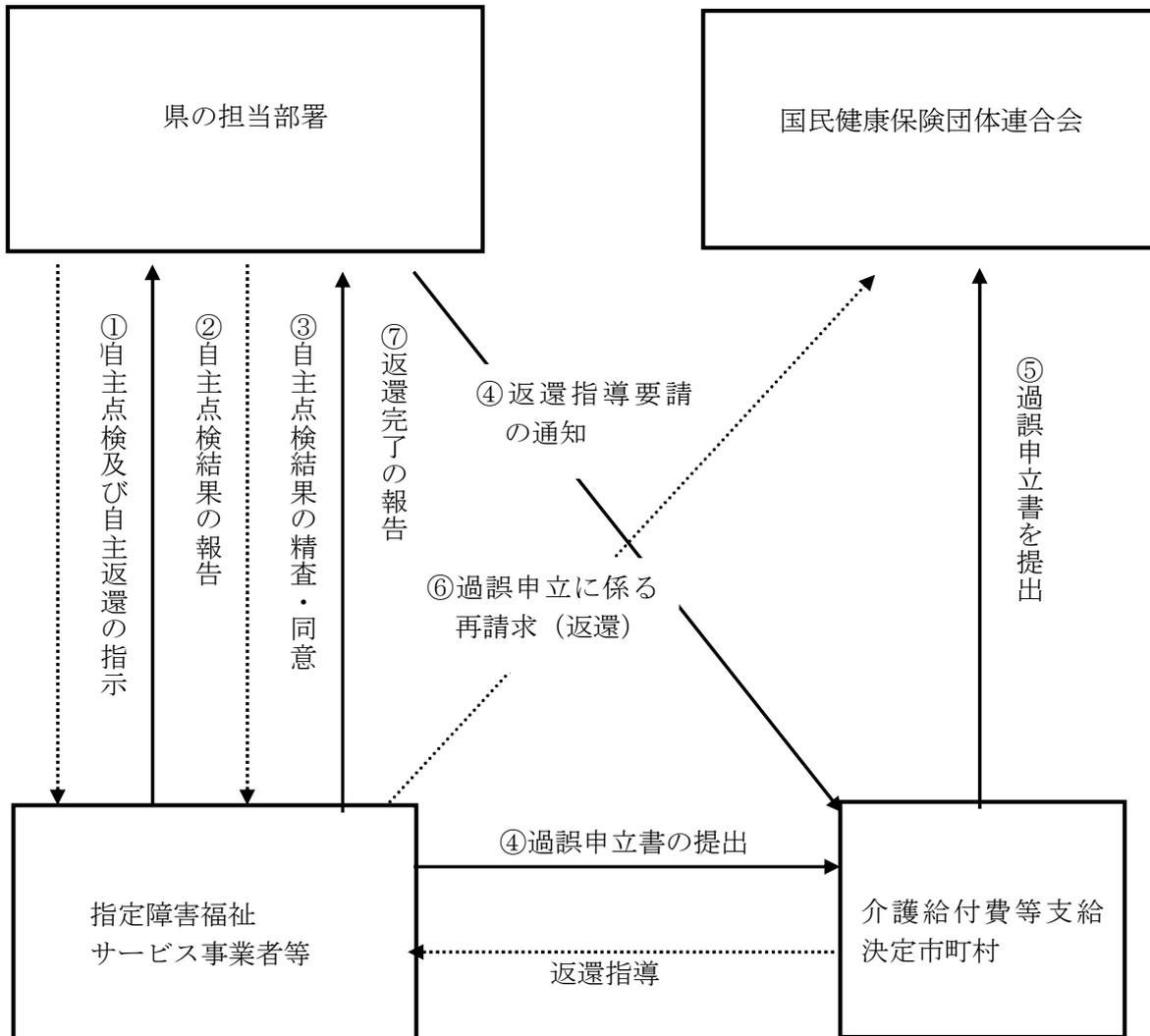
法人所在地
 法人名
 代表者職氏名

このことについて、本書のとおり改善しましたので報告します。

事業所所在地		調査年月日	年 月 日 ()
事業所名		事業所番号	0 9
事業種別		所在市町	
改善を要する事項		措置状況	
1 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (根拠法令等) ※ 障害福祉サービスの種類ごとに 1 枚作成する。 ※ 事業者への通知の際には文書指 導該当部分のみ改善を要する事項 に記載する。		1 △△△△△△△△△△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△	
		備考 資料 1 資料 2	

(注) 1 措置状況が客観的に確認できる資料を添付し、備考欄には、当該資料の番号を記載すること。
 2 指定期日までに措置できない場合は、その理由を措置状況欄に記載すること。

運営指導に係る自主返還フロー



(参考：様式)

- ①別記様式第3-1号（+別記様式第4号，別記様式第5号，別記様式第7号）
- ②別記様式第5号（+別記様式第4号）
- ④別記様式第6号（+別記様式第4号，別記様式第5号）
- ⑦別記様式第7号